

大分県環境審議会総合政策部会 資料

(平成31年2月21日開催)

【諮問事項】

パンパシフィック・カッパー株式会社佐賀関製錬所に係る公害防止に
関する細目協定の全部改正について …………… P 1

【報告事項】

昭和電工ガスプロダクツ株式会社の新プラントの概要について…………… P 14

水質部会決議事項について …………… P 16

自然環境部会決議事項について …………… P 17

温泉部会決議事項について …………… P 20

【参考資料】

環境用語の語句説明 …………… P 23

大分県環境審議会条例、大分県環境審議会運営要綱 …………… P 26

パンパシフィック・カッパー株式会社佐賀関製錬所に係る
公害防止に関する細目協定の全部改正について

1 概要

本県は、公害を未然に防止し、県民の健康の保護と生活環境の保全を目的として、大分市とパンパシフィック・カッパー株式会社(以下「PPC」とする。)及び日本鑄銅株式会社(以下「JC」とする。)の4者において「公害の防止に関する基本協定及び細目協定」を締結しており、このうち細目協定では、ばい煙や排水の協定値等の詳細な事項を規定している。

銅鉱石の銅品位の低下に伴う PPC の施設の大規模改修及び電気銅の需要の増加に伴う JC の施設増設が計画される中、この度、4者で協議を行ったところ、細目協定の見直しを行う必要が生じたことから、細目協定の全部改正を行うものである。

2 PPC 及び JC の事業概要 リーフレット

(1) PPC では、海外から輸入した銅品位約 30%の銅精鉱を自溶炉で溶解し、銅品位 65%の銅マットとした後、転炉で銅品位 99%の転炉粗銅、精製炉で銅品位 99.5%の粗銅へと製錬を行い、最後に電気分解による精製を行うことで銅品位 99.9%の電気銅を製造している。

(2) JC では、PPC から受け入れた電気銅について溶解・鑄造を行うことで、より付加価値の高い型銅を製造している。

3 協定に関する主な経緯

昭和 45 年	大分県、佐賀関町、日本鉱業(株)で覚書を締結
平成 元年	大分県、佐賀関町、日本鉱業(株)で公害防止協定を締結
平成 8 年	大分県、佐賀関町、日鉱金属(株)、JC で細目協定を全部改正
平成 17 年	大分市と佐賀関町が合併 協定を承継
平成 22 年	PPC 及び JC が協定を承継

4 PPC の施設改修及び JC の施設増設

(1) PPC の施設改修

自溶炉は設置以来 45 年が経過していることから、平成 29 年度に改修して自溶炉の冷却能力を高めた。あわせて、自溶炉用ドライヤ及び自溶炉等の排ガス処理施設を改造等増強した。

平成 31 年度以降の原料投入量増量に伴い、今後、自溶炉用ドライヤの排ガス処理施設を増強する予定である。

(2) JC の施設の増設

自動車部品に使用する銅の需要の増加に伴い、今後、無酸素銅を製造する加熱炉(ブタンガス燃料)1 基を新設する予定である。

5 細目協定の主な改正点

(1) 硫酸化物、窒素酸化物及びばいじんの排出量の許容限度の見直し

施設の更新や操業状態の見直しにより、硫酸化物、窒素酸化物及びばいじんのそれぞれの排出量の許容限度を下表のとおり低減する。

項目	改正前	改正後
硫酸化物(Nm ³ /時)	577.4	560.0
窒素酸化物(Nm ³ /時)	137.3	120.3
ばいじん (kg/時)	93.7	53.5

(2) 窒素酸化物及びばいじんの最大排出濃度等の見直し

平成8年6月の細目協定改正以降に増強・設置した施設、今後、設置が予定されている施設について、窒素酸化物及びばいじんの最大排出濃度等を下表のとおり規定する。また、既存の施設については、運転の実績を踏まえて、下表のとおり見直しを行う。

社別	No.	施設名	改正	煙突の高さ(m)	窒素酸化物			ばいじん		
					法排出基準(ppm)	最大排出濃度(ppm)	最大排出量(Nm ³ /時)	法排出基準(g/Nm ³)	最大排出濃度(g/Nm ³)	最大排出量(kg/時)
PPC	1	No.2自溶炉用ドライヤ	改正前 改正後	325	200	160	—	0.18	0.17	—
	2	No.2自溶炉	改正前		120	70	—	0.15	0.08	—
			改正後		70	15.4	0.05	6.6		
	3	No.2自溶炉用練鍍炉	改正前		—	—	—	0.15	0.08	—
			改正後		—	—	—	0.05	0.3	
	4	転炉(※1)	改正前		—	—	—	0.15	0.08	—
			改正後		—	—	—	0.05	4.2	
	5	No.2自溶炉用精製炉(※2)	改正前		200	30	—	0.10	0.2	—
			改正後		65	0.6	0.08	3.5		
	6	No.6精製炉	新設		180	65	0.9	0.10	0.08	4.8
	7	No.1ディーゼル機関	改正前		1600	950	—	0.10	0.08	—
			改正後		945	41.1	0.07	3.1		
8	No.2ディーゼル機関	改正前	1600	950	—	0.10	0.08	—		
		改正後	945	41.1	0.07	3.1				
9	B系プレヒーター(※3)	改正前	150	130	—	0.25	0.12	—		
		改正後	130	2.2	0.12	2.0				
10	E系プレヒーター(※3)	改正前	190	130	—	0.18	0.12	—		
		改正後	130	5.5	0.12	5.0				
11	電解保温用ボイラー(※3)	改正前	—	130	—	—	0.12	—		
		改正後	130	2.2	0.12	2.0				
12	キルン炉	新設	220	170	4.9	0.15	0.10	2.0		
JC	13	シャフト炉(※4)	改正前 改正後	46	180	110	—	0.20	0.08	—
	14	予熱炉(※4)	改正前	32	130	110	—	0.20	0.08	—
			改正後		100	0.5	0.08	2.1		
15	乾燥炉(※4)	新設	32	130	100	0.2	0.20	0.08	0.9	

※1:同時に3炉稼働するため、排出量の積算時は3倍する。

※2:酸化加熱(予熱)期の測定結果を積算する。(還元・鑄造期の排ガスは直列でNo.2自溶炉用ドライヤへつながるため、積算対象外)

※3:定期修理中に稼働し、他のばい煙発生施設と同時稼働しないため、排出総量の積算対象外とする。

※4:「シャフト炉」と「予熱炉・乾燥炉」は交互に稼働するため、負荷の高い「予熱炉・乾燥炉」を積算対象とする。

(3) 粉じん対策 (新規)

製造工程や一般粉じん発生施設について、施設ごとに乗継部に集じん機を設置する等の具体的な粉じん対策を規定する。

(4) 有害物質等の大気汚染物質対策 (新規)

ばい煙中のカドミウム、鉛及び水銀等の濃度を下表のとおり規定する。また、砒素、ニッケル、マンガン等の低減について、3ヶ年計画の策定を規定する。

No.	施設名	カドミウム (mg/Nm ³)		鉛 (mg/Nm ³)		水銀 (μg/Nm ³)		塩化水素 (mg/Nm ³)		ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	
		法	協定値	法	協定値	法	協定値	法参考	協定値	法参考	協定値
1	No.2自溶炉用ドライヤ	1	0.1	10	5	30	30	—	—	—	—
2	No.2自溶炉	1	0.1	30	5	30	30	—	—	—	—
3	No.2自溶炉用鍊鍍炉	1	0.1	30	5	400	400	—	—	—	—
4	転炉	1	0.1	10	5	30	30	—	—	—	—
5	No.2自溶炉用精製炉	1	0.1	10	5	—	—	—	—	—	—
6	No.6精製炉	1	0.1	10	5	—	—	—	—	—	—
7	キルン炉	1	0.1	10	5	400	400	700	50	1	0.5

(5) 大気汚染防止対策の測定及び記録の見直し

①ばい煙中の砒素、ニッケル、マンガンの測定及び記録を規定する。

②大煙突の常時監視カメラに加えて、所内全体の常時監視カメラを設置し、5日間保存することを規定する。

③周辺地域の環境測定局において、自主的に二酸化硫黄等の常時監視を実施し、データを有効活用することを規定する。

(6) 排水水の許容限度及び排水口の汚濁負荷量の見直し

平成8年6月の細目協定改正以降の運転の実績を踏まえて、排水水の許容限度及び排水口の汚濁負荷量について、下表のとおり見直しを行う。

【排水水の許容限度】

No.	水質項目		許容限度 (水素イオン濃度(水素指数)を除きmg/L)	※排水基準
1	水素イオン濃度 (水素指数)	改正前	5.8 以上 8.6以下	5.0~9.0
		改正後	6.0 以上 8.4以下	
2	化学的酸素要求量	改正前	15 (日間平均 6)	15 (日間平均10)
		改正後	6 (日間平均 3)	
3	浮遊物質	改正前	30 (日間平均 10)	30 (日間平均20)
		改正後	15 (日間平均 10)	
4	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	改正前	1	2
		改正後	1	
5	窒素含有量	改正前	3 (日間平均 1.5)	120 (日間平均60)
		改正後	2.9 (日間平均 1.5)	
6	燐含有量	改正前	0.6 (日間平均 0.3)	16 (日間平均8)
		改正後	0.5 (日間平均 0.3)	
7	銅含有量	改正前	1 (日間平均 0.6)	3
		改正後	1 (日間平均 0.6)	
8	亜鉛含有量	改正前	5 (日間平均 3)	2
		改正後	1	
9	砒素含有量	改正前	0.1	0.1
		改正後	0.07	
10	鉛含有量	改正前	0.1	0.1
		改正後	0.05	
11	カドミウム含有量	改正前	0.01	0.03
		改正後	0.01	
12	セレン含有量	改正前	0.1	0.1
		改正後	0.05	

【汚濁負荷量】

No.	水質項目		許容限度 (kg/日)
1	化学的酸素要求量	改正前	1,520
		改正後	651
2	浮遊物質	改正前	2,533
		改正後	2,171
3	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	改正前	126
		改正後	109
4	窒素含有量	改正前	380
		改正後	326
5	燐含有量	改正前	76
		改正後	65
6	銅含有量	改正前	—
		改正後	130

(7) 水質汚濁防止対策の測定及び記録の見直し

第1排水口に化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量の自動測定器を設置する。

(8) その他の対策等 (新規)

「土壌・地下水汚染対策」、「化学物質の適正管理」、「環境保全計画」及び「地球温暖化防止対策」について規定する。

現行	改正(案)																									
<p>日鉱金属株式会社佐賀製錬所に係る 公害防止に関する細目協定書</p> <p>平成8年6月</p> <p>公害防止に関する細目協定</p> <p>大分県及び佐賀県町（以下「甲」という。）、日鉱金属株式会社（以下「乙」という。）並びに日本鋳銅株式会社（以下「丙」という。）は、乙の佐賀製錬所について、平成元年3月13日に甲と日本鋳銅株式会社との間で締結した公害防止に関する細目協定の全部を改正する協定を締結する。</p> <p>第1 大気汚染防止対策</p> <p>1 ばい煙に関する排出基準等</p> <p>(1) 硫黄酸化物</p> <p>ア 硫黄酸化物の排出量の許容限度は、577.4Nm³/時とする。</p> <p>イ 硫黄酸化物の重合最大着地濃度は、0.0232ppmとする。</p> <p>(2) 窒素酸化物</p> <p>ア 窒素酸化物の排出濃度の許容限度は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の種類</th> <th style="text-align: center;">排出濃度(単位: ppm)</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重油燃焼</td> <td style="text-align: center;">140</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">排出濃度は、大気汚染防止法に規定された排出ガス中の残存酸素濃度により換算した値とする。</td> </tr> <tr> <td>ボイラー</td> <td style="text-align: center;">130</td> </tr> <tr> <td>鉛乾燥炉</td> <td style="text-align: center;">180</td> </tr> <tr> <td>銅乾燥炉</td> <td style="text-align: center;">160</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">溶解炉</td> <td style="text-align: center;">精製炉</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">シャフト炉</td> <td style="text-align: center;">110</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">180</td> </tr> <tr> <td>銅加熱炉</td> <td style="text-align: center;">110</td> </tr> <tr> <td>銅溶鉱炉</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル機関</td> <td style="text-align: center;">950</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 窒素酸化物の排出総量の許容限度は、137.3Nm³/時とする。</p>	施設の種類	排出濃度(単位: ppm)	備考	重油燃焼	140	排出濃度は、大気汚染防止法に規定された排出ガス中の残存酸素濃度により換算した値とする。	ボイラー	130	鉛乾燥炉	180	銅乾燥炉	160	溶解炉	精製炉	30	シャフト炉	110	その他	180	銅加熱炉	110	銅溶鉱炉	70	ディーゼル機関	950	<p>パンパシフィック・カッパー株式会社佐賀製錬所に係る 公害防止に関する細目協定書</p> <p>平成31年 月</p> <p>公害防止に関する細目協定</p> <p>大分県及び大分市（以下「甲」という。）、並びにパンパシフィック・カッパー株式会社（以下「乙」という。）及び日本鋳銅株式会社（以下「丙」という。）は、平成元年3月13日に甲並びに乙及び丙との間で締結した公害防止に関する基本協定第3条の規定に基づき、細目協定の全部を改正する協定を締結する。</p> <p>なお、平成8年6月7日に締結した公害防止に関する細目協定は、廃止する。</p> <p>第1 大気汚染防止対策</p> <p>1. 硫黄酸化物対策</p> <p>(1) 硫黄酸化物の排出量の許容限度は、560.0 Nm³/時とする。</p> <p>(2) 硫黄酸化物の重合最大着地濃度は、0.0232ppmとする。</p> <p>2. 窒素酸化物及びばいじん対策</p> <p>(1) ばい煙発生施設から排出される窒素酸化物及びばいじんの排出濃度及び排出量並びに煙突の高さは、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 窒素酸化物の排出量の許容限度は、120.3Nm³/時とする。</p>
施設の種類	排出濃度(単位: ppm)	備考																								
重油燃焼	140	排出濃度は、大気汚染防止法に規定された排出ガス中の残存酸素濃度により換算した値とする。																								
ボイラー	130																									
鉛乾燥炉	180																									
銅乾燥炉	160																									
溶解炉	精製炉		30																							
	シャフト炉		110																							
	その他		180																							
銅加熱炉	110																									
銅溶鉱炉	70																									
ディーゼル機関	950																									

現行		改正(案)																																		
<p>(3) ばいじん</p> <p>ア ばいじんの排出濃度の許容限度は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>排出濃度(単位：g/Nm³)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">重油燃焼 ボイラー</td> <td>発電用</td> <td>0.13</td> <td rowspan="13">排出濃度は、大気汚染防止法に規定された排出ガス中の残存酸素濃度により換算した値とする。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>鉛乾燥炉</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>銅乾燥炉</td> <td>0.17</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">溶解炉</td> <td>精製炉</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>シャフト炉</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">転炉</td> <td>吹錬時</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>加熱保温時</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>銅加熱炉</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>鉛溶鋳炉</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>銅溶鋳炉</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル機関</td> <td>0.08</td> </tr> </tbody> </table>		施設の種類	排出濃度(単位：g/Nm ³)	備考	重油燃焼 ボイラー	発電用	0.13	排出濃度は、大気汚染防止法に規定された排出ガス中の残存酸素濃度により換算した値とする。	その他	0.12	鉛乾燥炉	0.02	銅乾燥炉	0.17	溶解炉	精製炉	0.20	シャフト炉	0.08	その他	0.09	転炉	吹錬時	0.08	加熱保温時	0.02	銅加熱炉	0.08	鉛溶鋳炉	0.01	銅溶鋳炉	0.08	ディーゼル機関	0.08	<p>(3) ばいじんの排出量の許容限度は、53.5kg/時とする。</p> <p>(4) 窒素酸化物及びばいじんを排出する施設については、最善の公害防止技術を採用することにより、排出量及び着地濃度の一層の低減に努めるものとする。</p>	
施設の種類	排出濃度(単位：g/Nm ³)	備考																																		
重油燃焼 ボイラー	発電用	0.13	排出濃度は、大気汚染防止法に規定された排出ガス中の残存酸素濃度により換算した値とする。																																	
	その他	0.12																																		
鉛乾燥炉	0.02																																			
銅乾燥炉	0.17																																			
溶解炉	精製炉	0.20																																		
	シャフト炉	0.08																																		
	その他	0.09																																		
転炉	吹錬時	0.08																																		
	加熱保温時	0.02																																		
銅加熱炉	0.08																																			
鉛溶鋳炉	0.01																																			
銅溶鋳炉	0.08																																			
ディーゼル機関	0.08																																			
<p>イ ばいじんの排出総量の許容限度は、93.7kg/時とする。</p>																																				
<p>2. 煙突高さ</p> <p>煙突については、現状の高さを維持するものとする。新たに煙突を設置、又は既設の煙突の高さを変更するときは、ばい煙の重合着地濃度を悪化しないよう所要の措置を講ずるものとする。</p>																																				
<p>3. 粉じん対策</p> <p>粉じんが飛散するおそれのある施設又はたい積物に対しては、散水施設、カバーフード又は集じん装置を設置する等適切な防じん対策を講ずる。</p>		<p>3. 粉じん対策</p> <p>(1) 原料荷揚げに伴う発じんを防止するため、アンローダー周辺には落下緩衝設備を設置するなど、適切な粉じん対策を講ずるものとする。 なお、低水分原料については、ホッパー散水を行うなど、原料の性状に応じた粉じん対策に努めるものとする。</p> <p>(2) 原料運搬に伴う発じんを防止するため、ベルトコンベアには、防じんカバー、乗継ぎ部には集じん機その他の設備を設置するものとする。</p> <p>(3) 堆積場、破碎機、摩砕機及びふるいについては、建築物内に設置し、フード及び集じん機を設置し、又は散水設備による散水等を十分に行うものとする。</p> <p>(4) 一般粉じん発生施設以外の施設又は箇所のうち発じんの可能性のあるものについては、散水設備その他の設備を設置するものとする。</p> <p>(5) 粉じんの二次飛散を防止するため、落鋳については、速やかに除去するとともに、所内の清掃を定期的実施するものとする。</p>																																		

現行	改正(案)																																																
<p>4. 大気汚染緊急時の措置 大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱に基づくばい煙量の減少措置について要請を受けた場合は、直ちにその要請に従うものとする。</p> <p>5. 測定及び記録 (1) ばい煙発生施設におけるばい煙濃度を定期的に測定し、記録する。</p>	<p>(6) 所内道路については、清掃、散水を定期的に行うとともに、所内における鉱石、リサイクル品等の輸送については、密閉式ベルトコンベア輸送等への転換に努めるものとする。</p> <p>(7) 定期的に所内の環境パトロールを行い、その結果を粉じん対策に効果的に活用するものとする。</p> <p>(8) 風向・風速データ及び気象予報データを有効に活用して散水を強化するなど、発じんを防止するものとする。</p> <p>4. 有害物質その他の大気汚染物質対策 (1) ばい煙発生施設からのカドミウム、鉛、水銀、塩化水素及びダイオキシン類の最大排出濃度は、次のとおりとする。</p> <p>なお、水銀の最大排出濃度については、測定結果を踏まえて、低減のための見直しを行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 523 2047 842"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>カドミウム (mg/Nm³)</th> <th>鉛 (mg/Nm³)</th> <th>水銀 (μg/Nm³)</th> <th>塩化水素 (mg/Nm³)</th> <th>ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.2 自溶炉用ドライヤ</td> <td>0.1</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>No. 2 自溶炉</td> <td>0.1</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>No. 2 自溶炉用錬鍍炉</td> <td>0.1</td> <td>5</td> <td>400</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>転炉</td> <td>0.1</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>No. 2 自溶炉用精製炉</td> <td>0.1</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>No.6 精製炉</td> <td>0.1</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>キルン炉</td> <td>0.1</td> <td>5</td> <td>400</td> <td>50</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 乙は、砒素、ニッケル、マンガン等の大気汚染物質の低減対策を計画的かつ総合的に推進するための指針となる計画を3年ごとに策定し、甲に提出するものとする。</p> <p>(3) 製錬棟の建屋集塵については、バグフィルターを設置するなど、適切な対策を講じることにより有害物質等の大気汚染物質の排出の防止に努めるものとする。</p> <p>5. 大気汚染緊急時における対応 大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱に基づき、ばい煙の減少措置等の要請を受けたときは、直ちにその要請に従うものとする。</p> <p>6. 測定及び記録 (1) ばい煙発生施設については、その排出口における硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び有害物質等の濃度を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p>(2) 大煙突(325m煙突)のばい煙については、砒素、ニッケル、マンガンの濃度を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p>(3) 所内全体及び大煙突を見渡せる監視カメラを設置し、監視を行うとともに、映像を5日間保存するものとする。</p>	施設名	カドミウム (mg/Nm ³)	鉛 (mg/Nm ³)	水銀 (μg/Nm ³)	塩化水素 (mg/Nm ³)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	No.2 自溶炉用ドライヤ	0.1	5	30	—	—	No. 2 自溶炉	0.1	5	30	—	—	No. 2 自溶炉用錬鍍炉	0.1	5	400	—	—	転炉	0.1	5	30	—	—	No. 2 自溶炉用精製炉	0.1	5	—	—	—	No.6 精製炉	0.1	5	—	—	—	キルン炉	0.1	5	400	50	0.5
施設名	カドミウム (mg/Nm ³)	鉛 (mg/Nm ³)	水銀 (μg/Nm ³)	塩化水素 (mg/Nm ³)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)																																												
No.2 自溶炉用ドライヤ	0.1	5	30	—	—																																												
No. 2 自溶炉	0.1	5	30	—	—																																												
No. 2 自溶炉用錬鍍炉	0.1	5	400	—	—																																												
転炉	0.1	5	30	—	—																																												
No. 2 自溶炉用精製炉	0.1	5	—	—	—																																												
No.6 精製炉	0.1	5	—	—	—																																												
キルン炉	0.1	5	400	50	0.5																																												

現行	改正(案)																																																																							
<p>(2) 前項のうち次に掲げる施設については、排出ガス中のばい煙濃度等を自動測定機により測定し、その結果を大分県発生源監視テレメータに送信するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">測定項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 集合煙突</td> <td>排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度</td> </tr> <tr> <td>第 2 集合煙突</td> <td>排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度</td> </tr> <tr> <td>No.1 ディーゼル機関</td> <td>窒素酸化物濃度、残存酸素濃度</td> </tr> <tr> <td>No.2 ディーゼル機関</td> <td>窒素酸化物濃度、残存酸素濃度</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 水質汚濁防止対策</p> <p>1. 排水水に関する水質基準</p> <p>排水水における排水水の許容限度は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">許容限度 (水素イオン濃度(水素指数)を除き mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度(水素指数)</td> <td>5.8以上 8.6以下</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>15 (日間平均 6)</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>30 (日間平均 10)</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>3 (日間平均 1.5)</td> </tr> <tr> <td>燐含有量</td> <td>0.6 (日間平均 0.3)</td> </tr> <tr> <td>銅含有量</td> <td>1 (日間平均 0.6)</td> </tr> <tr> <td>亜鉛含有量</td> <td>5 (日間平均 3)</td> </tr> <tr> <td>砒素含有量</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>鉛含有量</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>カドミウム含有量</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>セレン含有量</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>	施設	測定項目	第 1 集合煙突	排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度	第 2 集合煙突	排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度	No.1 ディーゼル機関	窒素酸化物濃度、残存酸素濃度	No.2 ディーゼル機関	窒素酸化物濃度、残存酸素濃度	項目	許容限度 (水素イオン濃度(水素指数)を除き mg/L)	水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上 8.6以下	化学的酸素要求量	15 (日間平均 6)	浮遊物質	30 (日間平均 10)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1	窒素含有量	3 (日間平均 1.5)	燐含有量	0.6 (日間平均 0.3)	銅含有量	1 (日間平均 0.6)	亜鉛含有量	5 (日間平均 3)	砒素含有量	0.1	鉛含有量	0.1	カドミウム含有量	0.01	セレン含有量	0.1	<p>(4) 乙は、乙が周辺地域に設置する環境測定局の測定結果を所内の環境対策に積極的に活用するとともに、異常値等が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(5) 次に掲げる施設については、煙道集合部等において排出ガス中のばい煙濃度等を自動測定器により測定し、その結果を大分市発生源監視テレメータに送信するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">測定項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 集合煙道</td> <td>排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度</td> </tr> <tr> <td>第 2 集合煙道</td> <td>排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度</td> </tr> <tr> <td>No.1 ディーゼル機関</td> <td rowspan="2">窒素酸化物濃度、残存酸素濃度</td> </tr> <tr> <td>No.2 ディーゼル機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 水質汚濁防止対策</p> <p>1. 排水水における排水濃度</p> <p>排水水における排水水の許容限度は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水質項目</th> <th style="text-align: center;">許容限度 (水素イオン濃度(水素指数)を除き mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度(水素指数)</td> <td>6.0以上 8.4以下</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>6 (日間平均 3)</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>15 (日間平均 10)</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>2.9 (日間平均 1.5)</td> </tr> <tr> <td>燐含有量</td> <td>0.5 (日間平均 0.3)</td> </tr> <tr> <td>銅含有量</td> <td>1 (日間平均 0.6)</td> </tr> <tr> <td>亜鉛含有量</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>砒素含有量</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>鉛含有量</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>カドミウム含有量</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>セレン含有量</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 排水水の各項目についての測定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)による。</p>	施設	測定項目	第 1 集合煙道	排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度	第 2 集合煙道	排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度	No.1 ディーゼル機関	窒素酸化物濃度、残存酸素濃度	No.2 ディーゼル機関	水質項目	許容限度 (水素イオン濃度(水素指数)を除き mg/L)	水素イオン濃度(水素指数)	6.0以上 8.4以下	化学的酸素要求量	6 (日間平均 3)	浮遊物質	15 (日間平均 10)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1	窒素含有量	2.9 (日間平均 1.5)	燐含有量	0.5 (日間平均 0.3)	銅含有量	1 (日間平均 0.6)	亜鉛含有量	1	砒素含有量	0.07	鉛含有量	0.05	カドミウム含有量	0.01	セレン含有量	0.05
施設	測定項目																																																																							
第 1 集合煙突	排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度																																																																							
第 2 集合煙突	排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度																																																																							
No.1 ディーゼル機関	窒素酸化物濃度、残存酸素濃度																																																																							
No.2 ディーゼル機関	窒素酸化物濃度、残存酸素濃度																																																																							
項目	許容限度 (水素イオン濃度(水素指数)を除き mg/L)																																																																							
水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上 8.6以下																																																																							
化学的酸素要求量	15 (日間平均 6)																																																																							
浮遊物質	30 (日間平均 10)																																																																							
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1																																																																							
窒素含有量	3 (日間平均 1.5)																																																																							
燐含有量	0.6 (日間平均 0.3)																																																																							
銅含有量	1 (日間平均 0.6)																																																																							
亜鉛含有量	5 (日間平均 3)																																																																							
砒素含有量	0.1																																																																							
鉛含有量	0.1																																																																							
カドミウム含有量	0.01																																																																							
セレン含有量	0.1																																																																							
施設	測定項目																																																																							
第 1 集合煙道	排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度																																																																							
第 2 集合煙道	排出ガス流速、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度																																																																							
No.1 ディーゼル機関	窒素酸化物濃度、残存酸素濃度																																																																							
No.2 ディーゼル機関																																																																								
水質項目	許容限度 (水素イオン濃度(水素指数)を除き mg/L)																																																																							
水素イオン濃度(水素指数)	6.0以上 8.4以下																																																																							
化学的酸素要求量	6 (日間平均 3)																																																																							
浮遊物質	15 (日間平均 10)																																																																							
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1																																																																							
窒素含有量	2.9 (日間平均 1.5)																																																																							
燐含有量	0.5 (日間平均 0.3)																																																																							
銅含有量	1 (日間平均 0.6)																																																																							
亜鉛含有量	1																																																																							
砒素含有量	0.07																																																																							
鉛含有量	0.05																																																																							
カドミウム含有量	0.01																																																																							
セレン含有量	0.05																																																																							

現行	改正(案)																																		
<p>2. 排水水に関する総量基準</p> <p>排水水における負荷量の許容限度は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="219 284 862 496"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容限度 (kg/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>1, 520</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>2, 533</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>燐含有量</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 測定及び記録</p> <p>(1)排水水における水量、水質を定期的に測定し、記録する。</p> <p>(2)排水水における排水水の水素イオン濃度については、自動測定器を設置して監視する。</p> <p>第3 騒音防止対策</p> <p>1 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく騒音に係る環境基準を維持し、周辺の生活環境を阻害しないよう適切な措置を講じ、その防止に努める。</p> <p>2 敷地境界線における騒音を定期的に測定し、記録する。</p> <p>第4 振動防止対策</p> <p>1 周辺地域住民に不快感を与えないよう適切な対策を講じ、その防止に努める。</p> <p>2 敷地境界線における振動を定期的に測定し、記録する。</p>	項目	許容限度 (kg/日)	化学的酸素要求量	1, 520	浮遊物質	2, 533	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	126	窒素含有量	380	燐含有量	76	<p>2. 排水水における汚濁負荷量</p> <p>第1排水水における負荷量の総量は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1182 284 1825 531"> <thead> <tr> <th>水質項目</th> <th>許容限度 (kg/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>651</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>2, 171</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>326</td> </tr> <tr> <td>燐含有量</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>銅含有量</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 排水水における残留塩素</p> <p>第1排水水における残留塩素は、検出されないものとする。</p> <p>4. 測定及び記録</p> <p>(1)第1排水水において1に掲げる水質項目及び残留塩素を定期的に測定し、記録する。</p> <p>(2)自動測定器により測定する箇所及び測定項目は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 770 1937 978"> <thead> <tr> <th>測定箇所</th> <th>測定項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1排水水</td> <td>水量、水温、水素イオン濃度（水素指数）、化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量</td> </tr> <tr> <td>総合排水処理施設</td> <td>水量、水素イオン濃度（水素指数）、化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量</td> </tr> <tr> <td>海水取水口</td> <td>水量、水温</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 土壌・地下水汚染対策</p> <p>各施設の適切な維持、管理により土壌・地下水汚染の未然防止を図るものとする。</p> <p>第3 騒音防止対策</p> <p>1. 周辺の生活環境の静穏を阻害しないよう、敷地境界線において環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく騒音に係る環境基準の維持が可能な対策を講じるものとする。</p> <p>2. 敷地境界線において、騒音を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p>第4 振動防止対策</p> <p>1. 周辺の住民に不快感を与えないよう、適切な対策を講じるものとする。</p> <p>2. 敷地境界線において、振動を定期的に測定し、記録するものとする。</p>	水質項目	許容限度 (kg/日)	化学的酸素要求量	651	浮遊物質	2, 171	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	109	窒素含有量	326	燐含有量	65	銅含有量	130	測定箇所	測定項目	第1排水水	水量、水温、水素イオン濃度（水素指数）、化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量	総合排水処理施設	水量、水素イオン濃度（水素指数）、化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量	海水取水口	水量、水温
項目	許容限度 (kg/日)																																		
化学的酸素要求量	1, 520																																		
浮遊物質	2, 533																																		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	126																																		
窒素含有量	380																																		
燐含有量	76																																		
水質項目	許容限度 (kg/日)																																		
化学的酸素要求量	651																																		
浮遊物質	2, 171																																		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	109																																		
窒素含有量	326																																		
燐含有量	65																																		
銅含有量	130																																		
測定箇所	測定項目																																		
第1排水水	水量、水温、水素イオン濃度（水素指数）、化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量																																		
総合排水処理施設	水量、水素イオン濃度（水素指数）、化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量																																		
海水取水口	水量、水温																																		

現行	改正(案)
<p>第5 悪臭防止対策</p> <p>周辺地域住民に不快感を与えないよう発生源について十分な対策を講じ、その発生を防止するとともに、敷地境界線で6段階臭気強度表示法の2.0以下を維持する。</p> <p>第6 その他</p> <p>1. 環境アセスメントの結果等により、この協定に定める基準値を低減する必要がある場合には、甲の指導に従う。</p> <p>2. 本協定に定める測定の結果は、毎月報告する。</p>	<p>第5 悪臭防止対策</p> <p>1. 周辺地域住民に不快感を与えないよう、悪臭の発生を防止するための発生源対策を適切に講じるとともに、敷地境界線で6段階臭気強度表示法の2以下を維持するものとする。</p> <p>2. 敷地境界線において、臭気濃度を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p>第6 化学物質の適正管理</p> <p>1. 事業活動に伴う化学物質による環境の汚染を防止するため、使用する化学物質の管理体制を整備するとともに、受け入れ、保管、使用、排出及び廃棄の全般にわたり適正な管理に努めるものとする。</p> <p>2. 乙及び丙は、新たに化学物質を使用しようとするときは、化学物質の使用の目的、種類及び量を化学物質の安全性に係るデータを添えて甲に報告するものとする。 変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3. 乙及び丙は、毎年、化学物質の環境への排出量及び移動量を把握するとともに、甲に報告するものとする。</p> <p>4. 乙及び丙は、前項に関し、化学物質の排出口等における濃度の測定に努めるものとする。</p> <p>第7 環境保全計画</p> <p>1. 乙及び丙は、毎年、以下の事項を記載した環境保全計画書を作成し、甲に報告するものとする。</p> <p>(1) 環境保全に関する基本方針</p> <p>(2) 環境保全に関する組織体制</p> <p>(3) 公害防止等の環境保全対策に関する計画</p> <p>(4) 公害防止対策に係る測定及び調査に関する計画</p> <p>2. 乙及び丙は、前項に規定する計画の実施結果について、毎年、甲に報告するものとする。</p> <p>第8 地球温暖化防止対策</p> <p>1. 地球の温暖化防止の観点に立ち、事業活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制するため、積極的に省資源・省エネルギーに取り組むほか、調査・研究の推進に努めるものとする。</p> <p>2. 乙及び丙は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の抑制に資する省エネルギー計画を策定し、甲に提出するものとする。</p> <p>3. 乙及び丙は、前項に規定する計画について、甲がその実施結果の報告を求めたときは、これに応じなければならない。</p> <p>第9 その他</p> <p>1. 乙及び丙は、事業活動に伴う汚染の状況を把握するため、周辺地域を定期的に巡視するとともに、周辺地域の住民から公害に係る苦情を受けたときは、誠意を持ってその解決に努めるものとする。</p> <p>2. 乙及び丙は、乙及び丙が講じた公害防止対策（ばい煙等の測定結果を含む。）を乙及び丙のホームページ等で公表するとともに、周辺地域住民からの資料の開示の要請については、作業上の機密に関わるも</p>

現行	改正(案)
<p>この協定は、締結の日から効力を生ずる。</p> <p>この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、当事者において記名押印のうえ、各1通を保有する。</p> <p>平成8年6月7日</p> <p>甲 大分県 大分県知事 平松 守彦</p> <p>佐賀関町 佐賀関町長 赤瀬 孝夫</p> <p>乙 日鉱金属株式会社 代表取締役社長 河野 博式</p> <p>丙 日本鑄銅株式会社 代表取締役社長 河野 博式</p>	<p>のを除き、原則としてこれに応えるものとする。</p> <p>3. 乙及び丙は、周辺地域の住民との相互理解に努めるため、住民からの所内の見学の要請については、支障のない限りこれに応えるものとする。</p> <p>4. 甲が行う環境アセスメントの結果等により、この協定に定める基準値を低減する必要がある場合には、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>5. この協定の施行に必要な事項については、甲乙丙協議のうえ、別に定めるものとする。</p> <p>6. 乙及び丙は、第1の6((1)、(2))、第2の4、第3の2、第4の2及び第5の2に定める測定結果については、毎月、甲に報告するものとする。</p> <p>この協定は、締結の日から効力を生ずる。</p> <p>この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、当事者において記名押印のうえ、各1通を保有する。</p> <p>平成31年 月 日</p> <p>当事者(甲) 大分県知事 広瀬 勝 貞</p> <p>同 上(甲) 大分市長 佐藤 樹 一 郎</p> <p>同 上(乙) パンパシフィック・カップー株式会社 代表取締役社長 三 浦 章</p> <p>同 上(丙) 日本鑄銅株式会社 代表取締役社長 関 孝 和</p>

現行

改正(案)

(別表)窒素酸化物及びばいじんの排出濃度及び排出量並びに煙突高さ

施設名	煙突の高さ(m)	窒素酸化物		ばいじん			
		最大排出濃度(ppm)	最大排出量(Nm ³ /時)	最大排出濃度(g/Nm ³)	最大排出量(kg/時)		
パンパシフィック・カッパー株式会社	325	No.2自溶炉用ドライヤ	160	15.6	0.15	14.6	
		No.2自溶炉	70	15.4	0.05	6.6	
		No.2自溶炉用錬緩炉	—	—	0.05	0.3	
		転炉	—	—	0.05	4.2	
		No.2自溶炉用精製炉	65	0.6	0.08	3.5	
		No.6精製炉	65	0.9	0.08	4.8	
		No.1ディーゼル機関	945	41.1	0.07	3.1	
		No.2ディーゼル機関	945	41.1	0.07	3.1	
		B系プレヒーター	130	2.2	0.12	2.0	
		E系プレヒーター	130	5.5	0.12	5.0	
		電解保温用ボイラー	130	2.2	0.12	2.0	
キルン炉	170	4.9	0.10	2.0			
日本鑄銅株式会社	46	シャフト炉	100	0.7	0.08	2.6	
		予熱炉	32	100	0.5	0.08	2.1
		乾燥炉	32	100	0.2	0.08	0.9

(注)排出濃度は、大気汚染防止法に規定された排出ガス中の残存酸素濃度により換算した値とする。

昭和電工ガスプロダクツ株式会社の新プラントについて

1 概要

- 本県は、大分市と大分石油化学コンビナート内の昭和電工(株)及びそのグループ会社との間で、工場立地に関する協定を締結しており、その協定に基づき各社を連名とする「公害防止に関する基本協定及び細目協定」を締結している。
- 平成29年8月9日付けで、昭和電工(株)より連結子会社である昭和電工ガスプロダクツ(株)の工場立地に関する参加申し込みがあったことから、平成29年11月17日付けで公害防止基本協定及び細目協定に基づく地位の取得に関する協定を新たに締結した。
- 昭和電工ガスプロダクツ(株)は、大分石油化学コンビナート内で発生する二酸化炭素から液化炭酸ガスを製造する新プラントを大分石油化学コンビナート内に建設する計画である。
- 平成29年12月15日開催の大分県環境審議会第21回総合政策部会において、計画の概要を説明したがその時点で新プラントの詳細が不明だったため、細目協定の改正が必要であれば次回の環境審議会で諮問することとしていた。
- 平成30年4月4日に新プラントの詳細が判明し、5月14日に大分県環境審議会長に説明したところ、細目協定の改正は必要ないと判断するが、次回の環境審議会で報告するよう指示があった。

2 昭和電工ガスプロダクツ(株)

設立年月日:昭和19年3月

本社所在地:神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地

資本金:20億7,928万円(従業員数:249名)

事業内容:液化炭酸ガス、ドライアイス、酸素、窒素等の製造販売等

3 新プラントの概要

名称:昭和電工ガスプロダクツ(株) 大分工場

所在地:大分県大分市大字中ノ洲2(大分石油化学コンビナート)

事業内容:液化炭酸ガスの製造及び出荷

設置機器:水洗塔、送風機×4、圧縮機×2、冷凍機×1

製造工程:原料→昇圧→洗浄→炭化水素分解→圧縮→液化→精製→貯蔵→輸送

※原料:昭和電工(株)の有機プラントからの排ガス(微量の炭化水素を含んだ炭酸ガス)

4 環境負荷について

(1)大気関係

- ・新プラントにおいて、ばい煙の発生なし。

(2)水質関係

- ・排水(5t/時)は鶴崎共同動力(株)にて処理後、公共用水に排出する。
- ・今回の排水のCODは通常1(kg/日)未満、最大1(kg/日)と推計。
- ・さらに、今回の排水量及び汚濁負荷量は別プラント(アセトアルデヒド製造設備)の排水を削減するため、全体として変更なし。

変更前

施設番号	弊社 機器番号	種類 名称	概要	排水量[m3/日]		COD濃度[mg/l]		COD負荷[kg/日]	
				通常	最大	通常	最大	通常	最大
ス-10-6	A1-E-202	37のホ 蒸留施設	粗アセトアルデヒドから水分を分離し、 排水処理場に全量送給	3983	4779	1446	1737	5759	8301
合計				3983	4779			5759	8301

変更後

施設番号	弊社 機器番号	種類 名称	概要	排水量[m3/日]		COD濃度[mg/l]		COD負荷[kg/日]	
				通常	最大	通常	最大	通常	最大
	A1-E-202	37のホ 蒸留施設	粗アセトアルデヒドから水分を分離し、 排水処理場に全量送給	3851	4635	1495	1791	5758	8300
水洗塔	水洗塔	37のタ 洗浄施設	原料炭酸ガスを水洗浄し、 排水処理場に全量送給	132	144	<5	5	<1	1
合計				3983	4779			5759	8301

※参考:大分石油コンビナート内の環境負荷が生じる排水は全て鶴崎共同動力(株)の排水処理場で処理され、10号排出口から排出される。

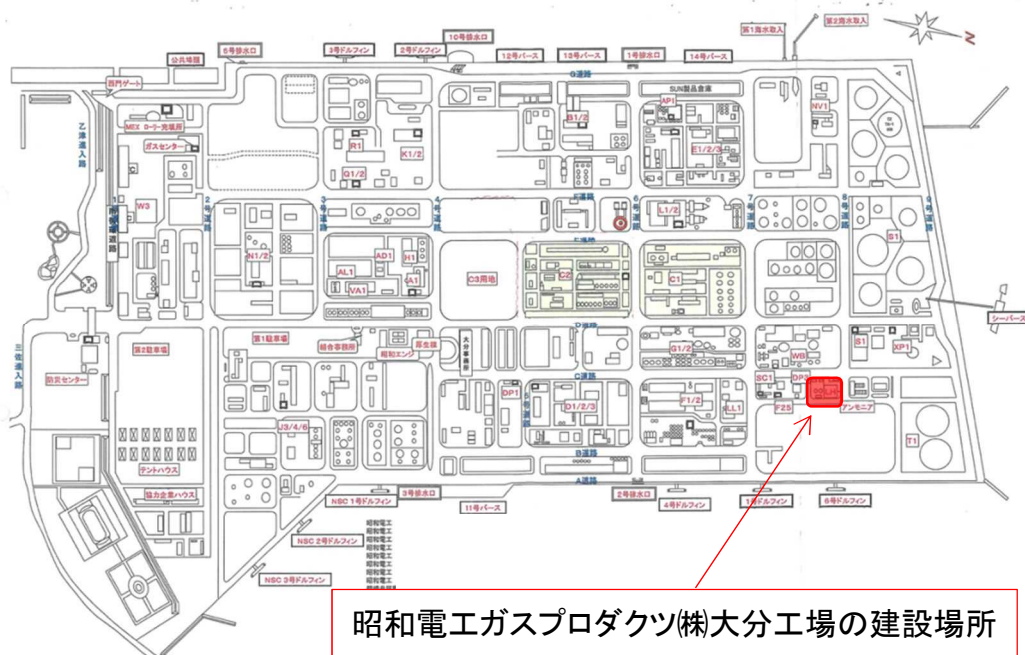
(3)騒音関係

- ・騒音計算の結果、敷地境界線における設置前後の騒音値に影響なし。

(4)悪臭関係

- ・新プラントにおいて、悪臭物質の発生なし。

大分石油化学コンビナート配置図



平成29年度第1回大分県環境審議会（水質部会）

1 日 時：平成30年2月28日（水） 13時30分～15時30分

2 場 所：大分県庁舎本館12会議室

3 出席者：委員8名（代理出席含む）、事務局等6名

4 諮問事項

平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

5 審議結果

上記の議題について審議を行った。審議の結果、適当である旨答申することを決定した。

6 結果概要

(1) 目的：平成30年度の大分県内の公共用水域及び地下水について、大分県、国土交通省及び大分市が水質汚濁の状況を常時監視するために測定すべき水域、測定地点、測定項目等について定める。

(2) 調査水域及び測定地点

公共用水域：54河川111地点、6湖沼12地点、8海域50地点
地下水：84地点

(3) 測定回数（公共用水域）

生活環境項目：原則として毎月1回、水質変動の少ない水域については、年6回又は4回

健康項目：原則として全水域の代表点で、年1回から年2回全項目実施

要監視項目：クロロホルム等31項目について、年1回から2回

特定項目：水道水源取水地点近傍等において年4回

その他項目：項目に応じて年1回から12回

(4) 測定回数（地下水）

概況調査（新規及び定点）：年1回又は2回

汚染井戸周辺地区調査：年2回

継続調査：年2回

○根拠法令：水質汚濁防止法第15条

都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

参考：生活環境項目に係る環境基準の達成状況

区 分	29年度			29年度全国 達成率 (%)	環境基準を達成しなかった水域
	類型指定 水域数	達 成 水域数	達成率 (%)		
河 川 (BOD)	43	42	97.7	94.0	寄藻川(浮殿橋)
湖 沼 (COD)	2	2	100	53.2	
海 域 (COD)	19	16	84.2	78.6	豊前地先海域、別府湾中央水域、白杵湾
合 計	64	60	93.8	89.0	

指定希少野生動植物の指定について

1 自然環境部会決議事項について

日 時 平成30年3月26日（月）14:00～16:00
場 所 大分県庁舎新館141会議室
出席委員 7名中6名出席
諮問事項 指定希少野生動植物の指定について（クマガイソウ、トキソウ）
審議結果 原案が適当との答申を決定した。

2 指定の根拠

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成18年大分県条例第14号。以下「条例」という。）第9条第1項。

第9条 知事は、希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項の国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項の緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定することができる。
（第2項以下省略）

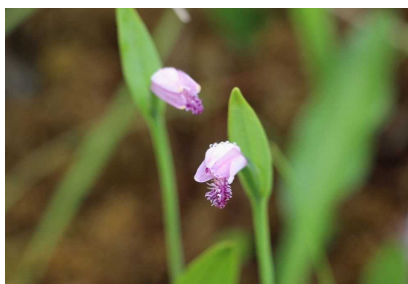
3 指定案

（1）クマガイソウ（ラン科）



	クマガイソウ（ラン科）
レッドリスト カテゴリー	大分県 I A類 環境省 II類
分布域	県内：耶馬溪・国東丘陵地、英彦山・犬が岳山地、玖珠丘陵地、由布鶴見火山群、豊後水道後背地域、大野川上流域 県外：北海道、本州、四国、九州（福岡、熊本、宮崎）
生育環境	低地から低山地の林内
学術的価値	国立・国定公園指定植物[阿蘇くじゅう、祖母傾]
減少要因	人による採取

(2) トキソウ (ラン科)



	トキソウ (ラン科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 IB類 環境省 準
分布域	県内：日田丘陵地、玖珠丘陵地・山地、九重火山群 県外：北海道、本州、四国、九州（福岡、佐賀、宮崎、鹿児島）
生育環境	丘陵地や低山地の湿地
学術的価値	国立公園指定植物[阿蘇くじゅう国立公園]
減少要因	土地改変、人による採取

4 指定による行為の制限等

- ・ 個体の所有者等は、希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない（条例第10条）
- ・ 許可なく捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下、「捕獲等」）をしてはならない（条例第12条）
- ・ ただし、学術研究、繁殖、教育など指定種の保護に資すると認められる目的で捕獲等をする場合は、知事の許可を受けて行うことが出来る（条例第14条）
- ・ 条例に違反して捕獲等をした種の個体（加工品を含む。）の所持、譲渡し、譲受けをしてはならない（条例第13条）
- ・ 違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則に処する（条例第40条）

5 指定までのスケジュール

平成30年3月15日	大分県環境審議会長への諮問
平成30年3月26日	大分県環境審議会の開催
平成30年6月上旬	指定案の告示・縦覧（14日間）
平成30年8月7日	指定の告示 （周知期間）
平成30年11月1日	指定告示施行

6 現在の指定状況

指定希少野生動植物29種（植物18種、動物11種） 平成30年11月1日現在

	分類群	科名	種名	レッドデータブック カテゴリー(※)		指定 年月日	施行 年月日
				大分県	環境省		
植物	種子植物	ユリ科	タマボウキ	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1
			ヒメユリ	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1
		イラクサ科	チョクザキミズ	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1
		ニシキギ科	ナガバヒゼンマユミ	I A	I A	H18.12.26	H19.4.1
		ラン科	ナゴラン	I A	I B	H20.3.28	H20.7.1
			クマガイソウ	I A	II	H30.8.7	H30.11.1
			トキソウ	I B	準	H30.8.7	H30.11.1
		イワタバコ科	イワギリソウ	I A	II	H18.12.26	H19.4.1
		キク科	ヒゴタイ	I B	II	H18.12.26	H19.4.1
			イワギク	I A	II	H20.3.28	H20.7.1
		ナデシコ科	オグラセンノウ	I A	II	H21.3.31	H21.7.1
		キキョウ科	ヤツシロソウ	I A	I B	H22.3.31	H22.7.1
	キンポウゲ科	フクジュソウ	I A	—	H28.7.29	H28.11.1	
		オキナグサ	II	II	H28.7.29	H28.11.1	
	ヒルムシロ科	カワツルモ	I B	準	H29.8.22	H29.12.1	
	シダ植物	ホウライシダ科	ホウライクジャク	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1
			オトメクジャク	I B	I B	H21.3.31	H21.7.1
	コケ植物	ミズゴケ科	オオミズゴケ	準	準	H18.12.26	H19.4.1
動物	魚類	ハゼ科	クボハゼ	I B	I B	H26.5.7	H26.9.1
			チクゼンハゼ	I B	II	H26.5.7	H26.9.1
	甲殻類	カブトガニ科	カブトガニ	I B	I	H18.12.26	H19.4.1
	昆虫類	タテハチョウ科	オオウラギンヒョウモン	I B	I A	H18.12.26	H19.4.1
		シジミチョウ科	クロシジミ	I B	I B	H18.12.26	H19.4.1
		トンボ科	ハッチョウトンボ	I A	—	H24.3.30	H27.7.1
	陸・ 淡水産貝類	ミズゴマツボ科	オンセンミズゴマツボ	I A	I	H22.3.31	H22.7.1
		ムシオイガイ科	オナガラムシオイガイ	I B	I	H27.3.31	H27.7.1
		ムシオイガイ科	ハブタエムシオイ	—	—	H28.7.29	H28.11.1
		キセルガイ科	オオイタシロギセル	I B	I	H28.7.29	H28.11.1
			タケノコギセル	I A	I	H29.8.22	H29.12.1

1. 温泉部会決議事項について

(平成29年10月1日～平成31年2月21日)

○第399回部会

- 日時 平成29年11月27日(月) 13:28～15:26
場所 大分県庁舎 別館84会議室
出席委員 7名中6名出席
議事及び
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議
19件(代替掘削5件、増掘2件、動力装置5件、審議保留7件)
12件に許可が適当、7件に審議保留との答申を決定した。
2 おおいた温泉基本計画の進捗状況(報告)
おおいた温泉基本計画の関係指標についての進捗状況を事務局から報告し質疑を行った。

○第400回部会

- 日時 平成30年1月23日(火) 13:30～16:17
場所 大分県庁舎 別館84会議室
出席委員 7名中5名出席
議事及び
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議
20件(新規掘削1件、代替掘削6件、増掘2件、動力装置4件、
審議保留7件)
11件に許可が適当、9件に審議保留との答申を決定した。

○第401回部会

- 日時 平成30年3月19日(月) 13時30分～16時09分
場所 大分県庁舎 別館84会議室
出席委員 7名中6名出席
議事及び
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議
30件(新規掘削5件、代替掘削7件、増掘2件、動力装置7件、
審議保留9件)
21件に許可が適当、9件に審議保留との答申を決定した。
2 地熱関係運用指針策定に関する検討
地熱関係運用指針(案)について検討した。

○第402回部会

- 日時 平成30年5月31日(木) 13:30～15:15
場所 大分県庁舎 別館84会議室
出席委員 7名中5名出席
議事及び
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議
23件(新規掘削5件、代替掘削7件、動力装置2件、審議保留
9件)
13件に許可が適当、10件に審議保留との答申を決定した。
2 地熱関係運用指針策定に関する検討
事務局から策定案について説明し質疑を行った。
3 別府市温泉保護地域見直しの検討
別府市保護地域の見直しについて検討を行った。
4 おおいた温泉基本計画の進捗状況(報告)
おおいた温泉基本計画の関係指標についての進捗状況を事務局から報告し質疑を行った。

○第403回部会

日 時 平成30年7月24日（火）13時30分～16時37分
場 所 大分県庁舎 別館84会議室
出席委員 7名中7名出席
議事及び
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議
21件（新規掘削3件、代替掘削8件、増掘1件、動力装置2件、
審議保留7件）
13件に許可が適当、1件に継続審議、7件に審議保留との答申
を決定した。
2 大分県環境審議会温泉部会内規改正に関する審議
別府市保護地域を拡大する内規改正を決定した。

○第404回部会

日 時 平成30年9月28日（金）13時30分～15時42分
場 所 大分県庁舎 別館B11会議室
出席委員 7名中5名出席
議事及び
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議
18件（新規掘削3件、代替掘削6件、増掘1件、動力装置2件、
審議保留6件）
14件に許可が適当、4件に審議保留との答申を決定した。

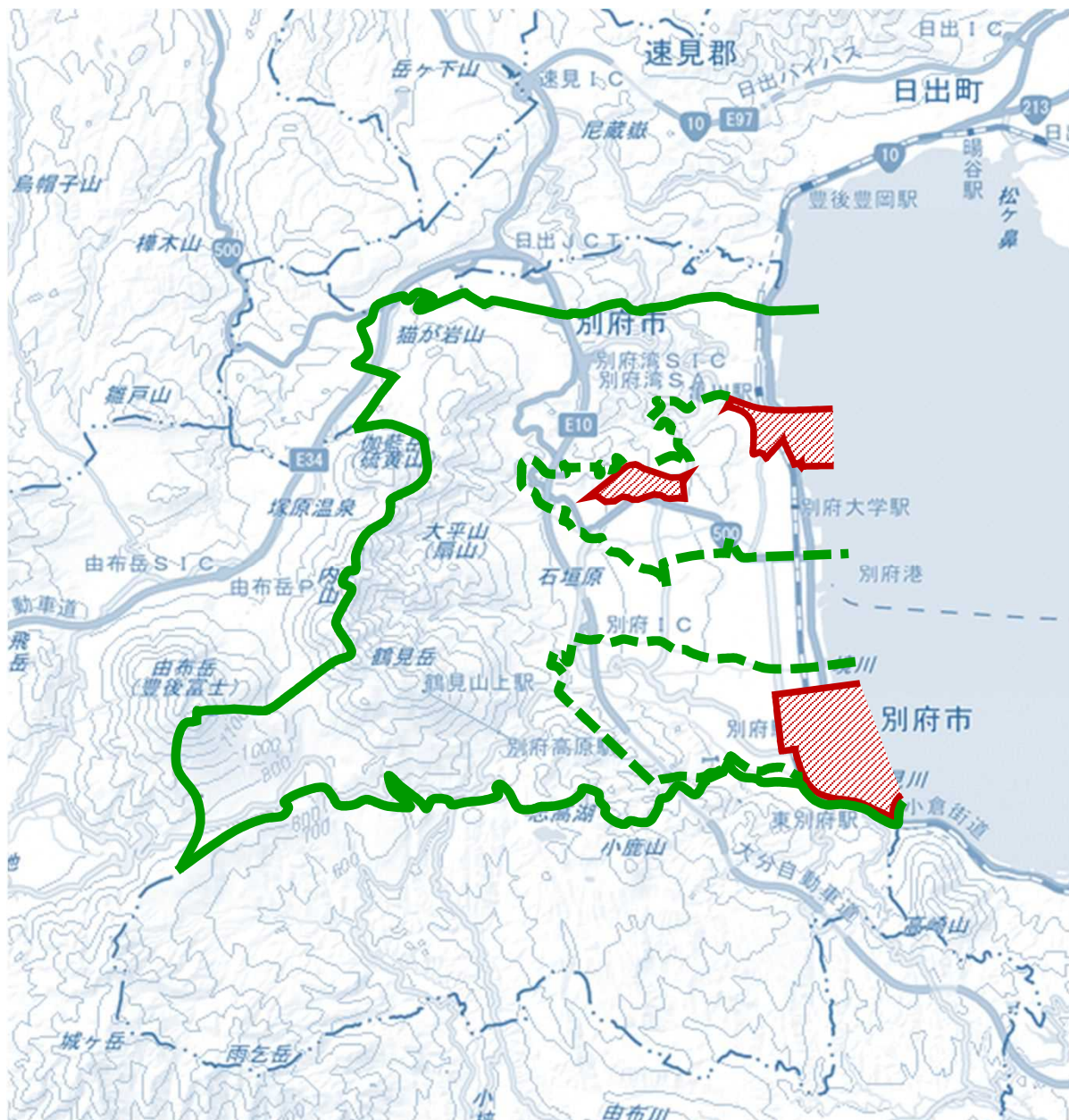
○第405回部会



日 時 平成30年11月29日（木）13時30分～14時59分
場 所 大分県庁舎 別館B11会議室
出席委員 7名中6名出席
議事及び
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議
14件（新規掘削4件、代替掘削4件、増掘1件、動力装置2件、
審議保留3件）
11件に許可が適当、3件に審議保留との答申を決定した。

○第406回部会

日 時 平成31年1月29日（火）13時30分～15時43分
場 所 大分県庁舎 別館B11会議室
出席委員 7名中7名出席
議事及び
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議
14件（新規掘削3件、代替掘削3件、動力装置5件、審議保留
3件）
10件に許可が適当、4件に審議保留との答申を決定した。

別府市の温泉保護地域の見直し



表示	地域指定	名称	新規掘削			代替掘削
			掘削の可否	離隔距離		
				温泉	噴気・沸騰泉	
	特別保護地域 (変更なし)	別府市南部特別保護地域 別府市亀川特別保護地域 別府市鉄輪特別保護地域	認めない	—	—	認める
	保護地域 (改正前)	別府市南部保護地域 別府市北部保護地域	認める	100m	150m	認める
	保護地域 (改正後)	別府市保護地域	認める	100m	150m	認める
	一般地域		認める	60m	150m	認める

参考資料：環境用語の語句説明

【あ】～【お】

悪臭防止法

工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和46年法律第91号）。

硫黄酸化物(SO_x)

二氧化硫(亜硫酸ガス：SO₂)や三酸化硫黄(無水硫酸：SO₃)など硫黄酸化物の総称である。重油、石炭など硫黄を含む燃料の燃焼によって発生し、一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二氧化硫である。人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりするため大気汚染の原因物質の一つとされている。環境基準は、二氧化硫について定められている。

汚濁負荷量

環境中に一定時間内に排出される汚濁物質の総量を表すもので、mg/L等で表される汚濁物質の濃度概念と対比される。汚濁負荷量は、濃度×排水量(排出量)で算出される。例えば、BOD1,000 mg/L (= 1 kg/m³)の排水を1,000m³/日排出する場合、BOD汚濁負荷量は1,000 mg/L × 1,000m³/日 = 1,000 kg/日と算出される。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして定義されている。

【か】～【こ】

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の生育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在BOD及びCODが採用されており、このほかTOC又はTODについて検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれもmg/Lで表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。CODは、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

環境基準

環境基準については、環境基本法において第16条第1項において「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、

それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されている。環境基準は行政上の目標基準であり、直接、工場等を規制するための規制基準とは異なる。

公共用水域

水質汚濁防止法で用いられている公共用水域とは、社会通念上広く一般の利用に開放された水域のみならず、かんがい用水路、道路側溝等を含むものとして次のように定義されている。河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する地域公共管渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路(終末処理場を有する公共下水道及び流域下水道を除く。)

【さ】～【そ】

残留塩素

塩素処理(殺菌・消毒)の結果、水中に残留している有効塩素。漂白剤の原料等として知られる次亜塩素酸や殺菌消毒剤に用いられるクロラミンなどからなる。

水道水中に残留する塩素は、水にいわゆるカルキ臭を与える。また、トリハロメタン等を生成する。公共用水域の環境基準の設定はないが、水道水の快適水質項目の目標値は「1mg/L以下」とされている。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの(昭和51年法律第64号)。

重合最大着地濃度

大気汚染防止法では、硫黄酸化物に係る環境基準が達成されるように、地域の汚染の実情に応じて、個々のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の最大着地濃度(地上における最大濃度)を制限している。重合最大着地濃度は、複数のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の最大着地濃度を合算したものであり、拡散式により算出する。

水質汚濁防止法

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること

とを目的としたもの。
(昭和45年法律第138号)

水素イオン濃度(水素指数)

pH、mol/L 単位で測られた水素イオン濃度の逆数の常用対数として定義された量のことである。
 $pH = -\log[H^+]$ pH=7は中性、pH<7は酸性、pH>7はアルカリ性を表す。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の汚濁物質(有機物)が20℃、5日間で微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化されるときに消費される酸素の量。BODが大きいと、その水は有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは、河川の汚濁状況を表す指標として採用されている。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの(昭和43年法律第98号)。

[た]~[と]

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法によって定義された一群の有機塩素化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs)の総称である。ベトナム戦争で使われた枯葉剤にダイオキシンが不純物として含まれており、奇形児が生まれると言われている。近年、我が国でもゴミ焼却場から排出されるダイオキシン類が社会問題となっていたが、ダイオキシン類対策特別措置法の施行後は、環境中への排出量が少なくなっている。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としたもの(昭和43年6月10日法律第97号)。

窒素酸化物(NO_x)

化石燃料等の燃焼によって発生する窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)である。石油、ガス等が燃焼する際などに発生し、燃焼過程では最初に一酸化窒素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化窒素に変わる。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など多種多様である。人の呼吸器

に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の一つである。環境基準は、二酸化窒素について定められている。

テレメータ(システム)

環境中の汚染物質の濃度などを自動測定器で測定し、得られたデータをネットワークを経由して監視室に送信し、監視室のコンピュータで集中管理するシステムをいう。このシステムは現在、環境監視用と発生源監視用の2種類がある。

[な]~[の]

ノルマルヘキサン抽出物質含有量

試料中からヘキサンにより抽出される物質のうち、80℃付近でヘキサンを揮発させた際に揮発しない物質の量。魚介類の死滅や油膜・油臭などの原因となる水中の油分等を表す指標。

[は]~[ほ]

ばい煙

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、合成、その他の処理に伴い、工場等の煙突から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質をいう。ばいじんはボイラー、電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質は、カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康や生活環境に有害な物質をいう。

ばい煙発生施設

大気汚染防止法では、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

ばいじん

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する物質をばいじんという。

バグフィルター

ろ布と呼ばれる織布や不織布を用いて処理ガス中のばいじんをろ過捕集する集じん装置である。産業用集じん装置として広く用いられている。

浮遊物質(SS)

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいい、水質汚濁の指標の一つである。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

粉じん

大気汚染防止法では、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生する物質又は飛散する物質を粉じんという。

[ま]～[も]

[や]～[よ]

[ら]～[ろ]

6段階臭気強度表示法

においの強さを6段階に分け、0から5までの数値で表す手法。悪臭防止法において、規制基準を定める基本的考え方として用いられており、臭気強度2.5～3.5に対応する物質濃度、臭気指数（においを定められた方法で人間の嗅覚を用いて測定するもの）が敷地境界線の規制基準の範囲として定められている。

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいかわかる弱いにおい
2.5	(2と3の中間)
3	らくに感知できるにおい
3.5	(3と4の中間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

[A]～[Z]

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の汚濁物質（有機物）が20℃、5日間で微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化されるときに消費される酸素の量。BODが大きいと、その水は有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは、河川の汚濁状況を表す指標として採用されている。

COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の生育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在BOD及びCODが採用されており、このほかTOC又はTODについて検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれもmg/Lで表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。CODは、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

Nm³/h(ノルマル立方メートル毎時)

気体の標準状態における1時間当たりの排出量を表す単位。気体は、温度・圧力によって体積が変化するため、温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した量である。

pH(ピーエイチ)

水素イオン濃度指数で、mol/L単位で測られた水素イオン濃度の逆数の常用対数として定義された量のことである。 $pH = -\log[H^+]$ $pH = 7$ は中性、 $pH < 7$ は酸性、 $pH > 7$ はアルカリ性を表す。

ppm(ピーピーエム)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1m³中に1cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1kg(約1L)中に1mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合にはppb(10億分の1)、ppt(1兆分の1)も用いられる。

SS(Suspended solid)(浮遊物質)

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいい、水質汚濁の指標の一つである。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

TEQ

ダイオキシン類全体の毒性の強さを表した毒性等量のことである。ダイオキシン類には、毒性が異なる様々な異性体が存在しているため、単純に各異性体の量を合計してもダイオキシン類全体の毒性の強さを表すことができない。そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を基準(1)として、他の異性体の毒性の強さを表す係数をあらかじめ定めておき、個々の異性体の濃度に定められた係数をかけた数値を合計して、ダイオキシン類全体の毒性の強さを表している。

○大分県環境審議会条例

(平成六年七月八日 大分県条例第十五号)

(趣旨)

第一条 この条例は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第二項及び水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二十一条第二項並びに自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第三項の規定に基づき、環境基本法第四十三条第一項及び自然環境保全法第五十一条第一項の審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第二条 審議会の名称は、大分県環境審議会とする。

(組織)

第三条 審議会は、委員四十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(特別委員)

第四条 審議会に、委員とともに水質汚濁防止法第二十一条第一項の事務(以下「水質汚濁防止法の事務」という。)を行わせるため、特別委員若干人を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の長又はその指名する職員のうちから、知事が任命する。

(委員等の任期)

第五条 委員及び特別委員(以下この条において「委員等」という。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に会長及び副会長二人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員(審議会が水質汚濁防止法の事務を行う場合にあつては、特別委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 特別委員は、水質汚濁防止法の事務を行う部会を置く場合には、前項の規定によって指名された委員とともに当該部会を組織するものとする。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 部会の会議は、会長が招集し、部会長が議長となる。
- 7 第五条第二項並びに前条第二項及び第三項の規定は、部会について準用する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(専門委員)

第九条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の意見を聴いて、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取及び資料の提出の請求等)

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(幹事)

第十一条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、生活環境部において処理し、部会に関する庶務は、それぞれ関係の部において処理する。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(略)

大分県環境審議会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大分県環境審議会条例施行規則第四条の規定により、大分県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録)

第二条 審議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長が指名した委員二人が署名するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 会議の経過及び議決の内容

(部会)

第三条 大分県環境審議会条例第八条第一項の規定により、審議会に次の部会を置く。

- 一 総合政策部会
 - 二 水質部会
 - 三 自然環境部会
 - 四 温泉部会
 - 五 鳥獣部会
 - 六 環境緑化部会
- 2 部会の審議事項は別表の定めるところによる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会を合同して開くことができる。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。

(諮問の付託)

第四条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付託することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第二項で定める審議事項については、会長の付託があったものとみなす。

(部会の決議)

第五条 部会の決議は、審議会の決議とする。ただし、必要に応じて、決議の内容を会長に報告する。

- 2 前項の決議を行った部会の部会長は、当該決議について、総合政策部会に報告するものとする。

(会長等への委任)

第六条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の議事その他運営に関し、必要な事項は、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成七年三月二十二日から施行する。

この要綱は、平成十八年四月一日から施行する。

この要綱は、平成二十二年二月四日から施行する。

この要綱は、平成二十七年九月十八日から施行する。

別表

部 会 名	所 掌 事 務
総合政策部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全の基本的事項に関すること。 2 環境基本計画の策定、実施状況の点検・評価に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌に属しない事項に関すること。
水質部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関すること。 2 上乘せ排水基準の設定に関すること。 3 総量削減計画の策定に関すること。 4 総量規制基準の設定に関すること。 5 測定計画の策定に関すること。 6 指定湖沼の指定の申出等に関すること。 7 湖沼水質保全計画の策定に関すること。 8 指定湖沼の水質を保全するための規制基準の設定に関すること。 9 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全計画の策定に関すること。
自然環境部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境保全法、大分県自然環境保全条例に定める県自然環境保全地域の指定等に関すること。 2 瀬戸内海環境保全特別措置法、大分県自然海浜保全地区条例に定める自然海浜保全地区の指定等に関すること。 3 自然公園法、大分県立自然公園条例に定める県立自然公園の指定、公園計画及び公園事業の決定等に関すること 4 前3号に掲げるもののほか、自然環境の保全にかかる重要事項に関すること。
温泉部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 温泉を湧出させる目的で、土地を掘削使用とする場合の許可又は不許可の処分に関すること。 2 温泉の湧出路を増掘し、又は温泉の湧出量を増加させるために動力を装置しようとする場合の許可又は不許可の処分に関すること。 3 土地掘削等の許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命ずること。 4 温泉源保護のため、温泉採取の制限を命ずること。 5 前各号に掲げるもののほか、温泉行政にかかる重要事項に関すること。
鳥獣部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣保護管理事業計画の樹立及び変更に関すること。 2 第1種特定鳥獣保護計画及び第2種特定鳥獣管理計画の樹立及び変更に関すること。 4 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限に関すること。 5 狩猟期間の延長に関すること。 6 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除に関すること。 7 鳥獣保護区の指定（拡張を含む。）に関すること。 8 特別保護地区の指定（拡張を含む。）に関すること。
環境緑化部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県緑化基本計画の策定に関すること。 2 県緑化地域の指定に関すること。